

初任給等引上げ応援奨励金

[募集要項]

山口県では、厳しい経営環境が続く県内中小企業等の安定的な人材確保・定着を図るため、初任給や若年層の従業員の賃金引上げ及び若い世代が安心して働ける環境づくりを行う中小企業等を支援します。

申請を希望される方は、本要項に留意の上、下記申請窓口にお申込みください。

【申請期限】 令和8年（2026年）2月27日（金）

または、引上げ後の賃金を支払った日から3か月後のいずれか早い日まで

※予算の上限に達した場合は、同日以前に受付を締め切ります。

【問い合わせ・申請窓口】

初任給等引上げ応援奨励金事務局（やまぐち働き方改革支援センター内）

・ 問い合わせ

TEL：083-974-2050 E-MAIL：shinsei_yhataraki@joby.jp

※メールでの申請書類の提出は受け付けていません。

・ 申請書類提出

申請フォーム URL：https://y-hatarakikata.com/shourei_2025/

※申請フォームによる提出が困難な場合は郵送で受け付けます。（3ページ参照）

令和7年4月1日

山 口 県

【 目 次 】

- 1 奨励金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 奨励金の申請提出書類・提出先・提出期限・・・・・・・・ 3
- 3 各種手続きのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

1 奨励金の概要

(1) 目的

賃上げ機運が高まりを見せる一方、物価高騰に賃金上昇が追い付いていない状況であるため、県内中小企業等の安定的な人材確保・定着を図るため、厳しい経営環境が続く県内中小企業等における賃金引上げを支援します。

(2) 支給対象等

初任給※または若年層※の常時雇用する従業員※の賃金引上げを行った中小企業等に奨励金を支給します。

※初任給とは、令和7年4月1日から令和8年2月27日までの期間内において、新たに雇用した者に支払う最初の給与のこと。

※若年層とは、賃上げ実施日において35歳に達していない者のこと。

※常時雇用する従業員とは、従業員のうち雇用契約が無期または1年以上であり、フルタイム勤務で従事する者のこと。なお、試用期間中の者、短時間勤務正社員を含む。

【支給対象事業所】

県内に事業所を有し、常時雇用する従業員が1名以上の中小企業等※

※中小企業等の範囲は次頁のとおり

【支給要件】

①支給対象となる常時雇用する従業員は、支給対象事業所と雇用契約を締結した者で、県内の事業所に勤務しており、賃上げ実施日に若年層であること。

②賃上げ実施日※において、所定内賃金※として支給される月額を前月分（初任給の場合は採用時に提示した額）より、定期昇給分を除き4.0%以上引上げられていること。

※賃上げ実施日とは、令和7年4月1日から令和8年2月27日までの期間内において、賃金引上げ後の給与を初めて支給した日のこと。

※所定内賃金の範囲は、最低賃金の対象となる賃金（基本給、職能に応じた手当等）に限ります。諸手当のうち、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は対象とはなりません。

③働きやすい職場環境づくりに向けた行動計画を策定すること。

④賃上げ実施日後1年間は賃金を引き下げることなく雇用を継続することについて誓約していること。

【支給額】

10万円/人（上限100万円）

【留意事項】

支給要件である賃上げの原資について、重複して処遇改善事業など他の補助金等の交付を受けていないこと。（国の業務改善助成金は、対象経費を生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資等としているので、重複にはあたらない。）

《中小企業等の範囲》

「中小企業等」とは、下記に定める者をさします。

主たる事業として営んでいる業種	資本金	従業員
① 製造業、建設業等	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業（自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5千万円以下	200人以下
⑧ その他の業種	3億円以下	300人以下
⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、農事組合法人、農業法人	—	300人以下
⑩ 中小事業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者	
⑪ 特別の法律によって設立された組合及びその連合会		
⑫ 財団法人及び社団法人		
⑬ 特定非営利活動法人		

《令和7年度奨励金の変更点》

変更点	令和7年度	令和6年度
支給対象となる従業員の定義の見直し	常時雇用する従業員（無期または1年以上の雇用）	正規社員（無期雇用）
引上げの対象となる賃金の定義の見直し	所定内賃金（最低賃金の対象となる賃金に限る）	基本給
賃金引上げ率	4.0%	3.0%
支給要件の追加	働きやすい職場環境づくりに向けた行動計画	—

《働きやすい職場環境づくりに向けた行動計画》

この行動計画は、様式の定めのとおり、労働者の仕事と生活の調和のための雇用環境の改善を図る視点と若者の雇用・育成の促進のための雇用管理の向上を図る視点を合わせた総括的な内容となっています。

策定にあたっては、社会保険労務士等による無料の相談・派遣（4ページ参照）やホームページに掲載している例示を参考にしてください。

国の制度（一般事業主行動計画やユースエール認定）など、事業所ですでに行動計画として一部策定しているものがありましたら、併せて添付してください。

2 奨励金の申請提出書類・提出先・提出期限

(1) 提出書類

①支給申請書（様式の定めがあるもの）

- 支給申請書（第1号様式）
- 誓約書（第1号様式別紙1）
- 働きやすい職場環境づくりに向けた行動計画（第1号様式別紙2）

②添付書類（任意様式）

以下の書類について、賃金引上げを実施した従業員のうち、奨励金申請対象者全員分（上限10人分）が必要です。

- 常時雇用する従業員であることが確認できる書類
労働条件通知書、雇用契約書 等
- 生年月日が確認できる書類
労働者名簿、健康保険被保険者証の写し 等
- 賃金の引上げが確認できる書類
 - ア 賃金引上げ前後の賃金支給額が確認できる書類
賃金台帳、給与明細の写し 等
※初任給の場合は、採用時に提示した額がわかる書類（求人票等）を提出
 - イ 定期昇給相当分が確認できる書類
過去3年における同時期の昇給額の平均額 等
※在籍年数が3年に満たない場合は、在籍年数に応じて平均額を算出
※過去3年内において、物価高騰対策等のため平時とは異なる大幅な賃上げを実施しているなど、平均額算出にあたり除かなければ実態と乖離する昇給額がある場合は、当該事情・金額がわかる説明書類を提出

《注意事項》

- ア 支給申請書は引上げ後の賃金を支給した後に作成し、提出してください。
※実際に引上げ後の金額で支払っている事実の確認が必要です。
- イ 提出書類のほか、必要に応じて資料の提出や説明を求めることがあります。
- ウ 一度提出された書類の返却はしませんのでご了承ください。
- エ 様式データ等は山口県産業労働部労働政策課のホームページに掲載しています。（URL：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/215267.html>）

(2) 提出先

申請フォームから書類を提出してください。

申請フォーム URL：https://y-hatarakikata.com/shourei_2025/

申請フォームによる提出が困難な場合は、郵送で受け付けます。

〒754-0041 山口県山口市小郡令和1丁目1番1号 KDDI 維新ホール 3F
初任給等引上げ応援奨励金事務局（やまぐち働き方改革支援センター内）
※封筒に「初任給等引上げ応援奨励金」と記載すること。

(3) 提出期限

令和8年（2026年）2月27日（金）

または、引上げ後の賃金を支払った日から3か月後のいずれか早い日まで

※ 予算の上限に達した場合は、同日以前に受付を締め切ります。

3 各種手続きのスケジュール

区 分	事業所	事務局	県
賃上げ実施 (R7. 4. 1 以降)	賃上げ実施		
賃上げ実施後 (賃上げ後の賃金支給日から3か月後または2/27の いずれか早い日まで)	行動計画 検討・策定	アドバイザー 相談・派遣	
	奨励金支給申請	申請書受付	
支給申請から 2週間程度		内容確認後 申請書送付	申請書受理
			交付決定
交付決定から 2週間程度			奨励金支払

《アドバイザーによる相談・派遣について》

計画的な賃上げや働きやすい職場環境づくりを行うため、行動計画の策定を主眼として、事業所からの要請に基づき、社会保険労務士等のアドバイザーによる相談対応や事業所へ直接派遣する支援を無料で実施します。

アドバイザーによる相談・派遣については、要請に基づいて実施するものであり、あくまで任意ですが、支援を実施した場合の流れは以下のとおりです。

雇用環境情報や自社の取組を整理いただき、課題の設定や具体策の検討などで困りごとがあれば、奨励金事務局へお問い合わせください。

事業所	支援内容
事務局への相談、派遣要請	相談対応、派遣調整
課題設定、具体策の検討	改善案提案、社内会議の企画運営
行動計画策定	
行動計画に基づく取組の実施	事後相談への対応、必要に応じた進捗把握※

※行動計画策定後は、必要に応じて取組の進捗把握を行う場合がありますが、実績報告書の提出などを求める予定はありません。

■お問い合わせ先

初任給等引上げ応援奨励金事務局（やまぐち働き方改革支援センター）
電 話：083-974-2050